

### 13 保護水面、資源保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条第1項の規定により1河川が保護水面に設定されている。また、北海道内水面漁業調整規則第24条第3項により4河川が資源保護水面に設定されている。

#### (1) 保護水面設定状況

河川名	指定	保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
西別川	S58.11.28 農林水産省告示第2287号	次に掲げる基点イと基点ロを結ぶ線から上流の西別川とオンネベツ川との合流点に至る西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域 基点イ 野付郡別海町本別海3番12地先西別川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点ロ 野付郡別海町本別海1番地182地先西別川左岸に知事が建設した標柱の位置	周年	すべての水産動物

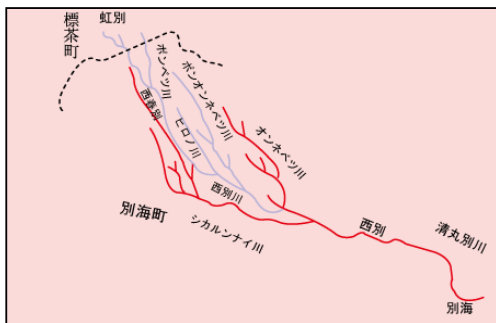
#### (2) 資源保護水面設定状況

河川名	指定	資源保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
別当賀川	S45.1.31 北海道告示第240号	別当賀川本支流の区域	7月1日から 12月31日まで	やまべ
風蓮川支流姉別川	〃	風蓮川と風蓮川支流姉別川の合流点から上流の姉別川本支流の区域		
標津川支流武佐川	〃	標津川と標津川支流武佐川の合流点から上流の武佐川本支流の区域		
春荊古丹川	S64.1.5 北海道告示第10号	春荊古丹川本支流の区域		

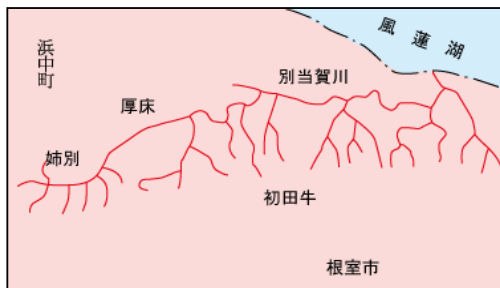
注) 1. やまべは上記のほか、5月1日から6月30日まで管内全河川(上記4河川を含む)について採捕禁止である。(北海道内水面漁業調整規則第22条)

2. さけ、ます(やまべを除く)は、全河川周年採捕禁止である。(北海道内水面漁業調整規則第22条)

西別川



別当賀川



風蓮川支流姉別川



標津川支流武佐川



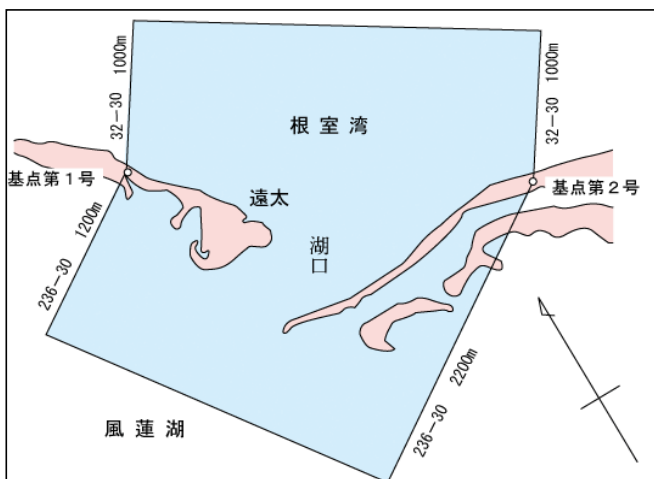
春荊古丹川



(3)河口付近のさけ・ます採捕禁止河川等（北海道海面漁業調整規則第42条、根室海区漁業調整委員会指示）

河川及び湖沼名	禁 止 区 域					禁 止 期 間												河川番号
	河川口及び湖沼口海岸距離		沖合距離	沖合方位 (真方位)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	左海岸 m	右海岸 m		左方 度分	右方 度分													
サシルイ川	300	300	300	96.00	96.00													①
羅臼川	700	700	700	126.33	132.07													②
春茹古丹川	500	500	500	109.00	108.45													③
植別川	500	500	500	80.51	105.00													④
元崎無異川	150	150	150	113.00	113.00													⑤
薫別川	1,000	1,000	1,000	85.00	90.00													⑥
古多糠川	150	150	150	77.00	77.00													⑦
忠類川	500	500	500	58.50	58.50													⑧
伊茶仁川	500	500	500	61.15	64.36													⑨
標津川	1,000	1,000	1,000	67.43	67.43													⑩
当幌川	700	700	700	98.45	108.02													⑪
床丹川	300	300	600	73.32	73.32													⑫
西別川	1,000	1,000	1,500	64.03	64.03													⑬
風蓮川	300	300	300	6.20	6.20													⑭
別当賀川	300	300	300	13.10	13.10													⑮
風蓮湖	下図のとおり																	

風蓮湖



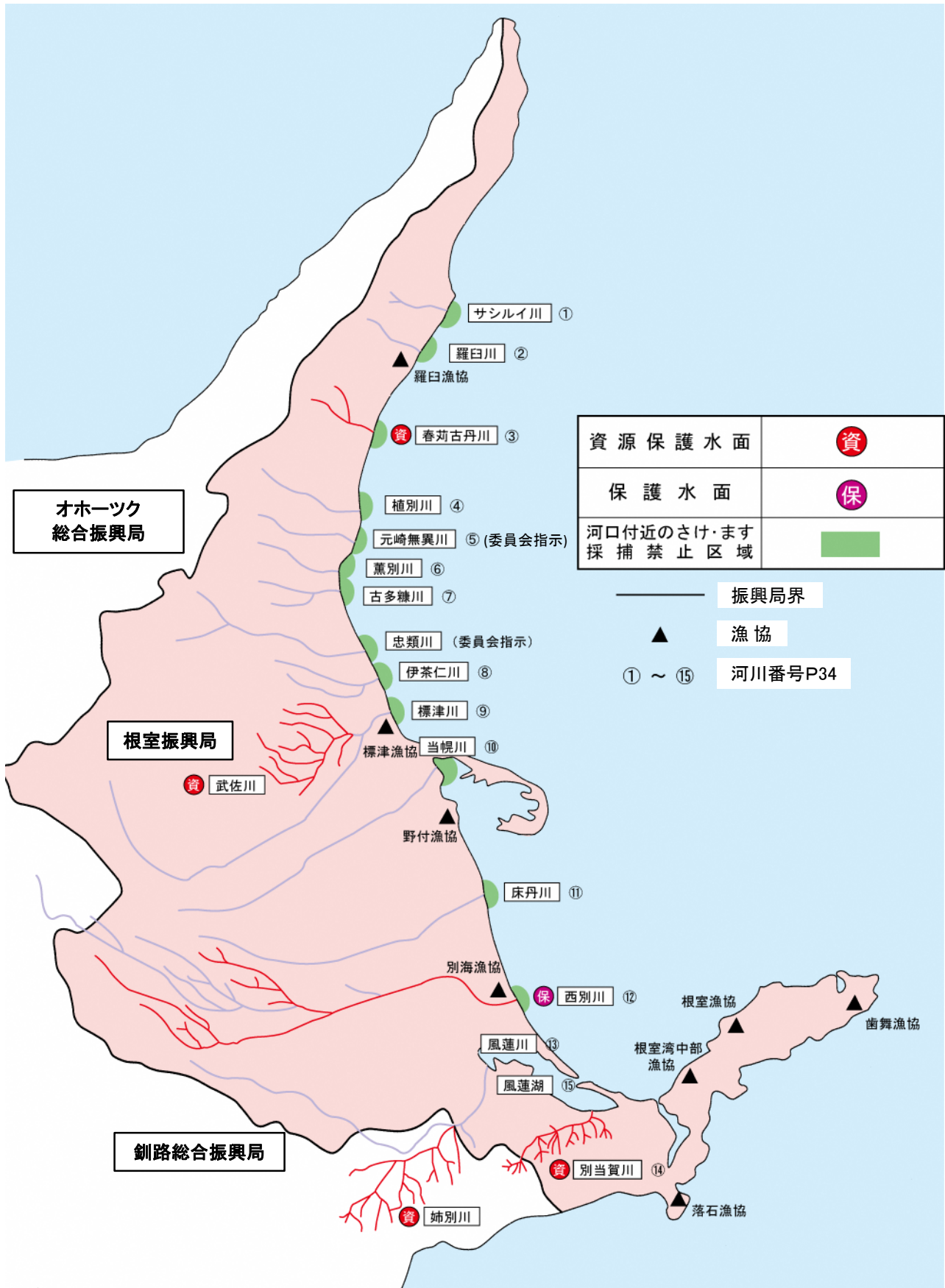
注) この表による河川口及び湖沼口付近の区域とは、次に掲げる基点イから基点二までを順次結んだ線によって囲まれた海面をいう。

- 基点イ 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点
- 基点ロ 基点イから当該沖合方位における当該沖合距離の点
- 基点ハ 基点ロから当該沖合方位における当該沖合距離の点
- 基点二 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点第1号 国土地理院三角点遠太から327度800メートルの点

基点第2号 風蓮湖口右岸国土地理院水準点

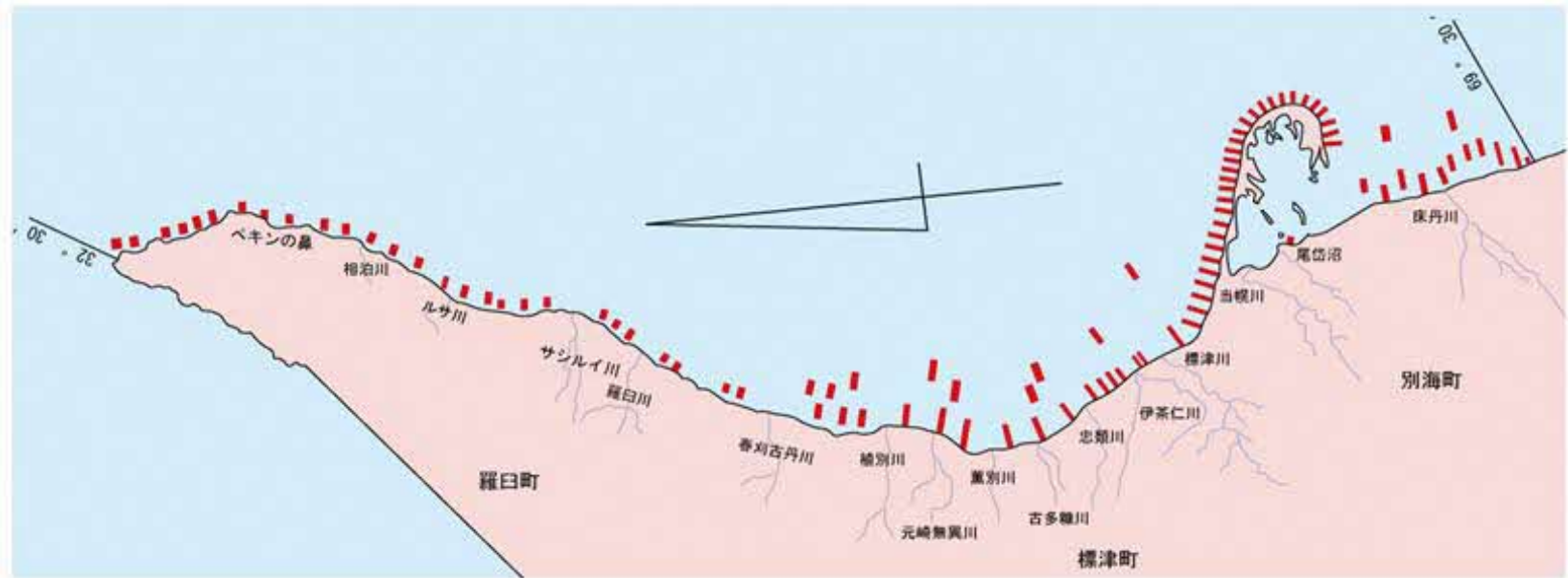
(4)管内資源保護水面・保護水面等位置図



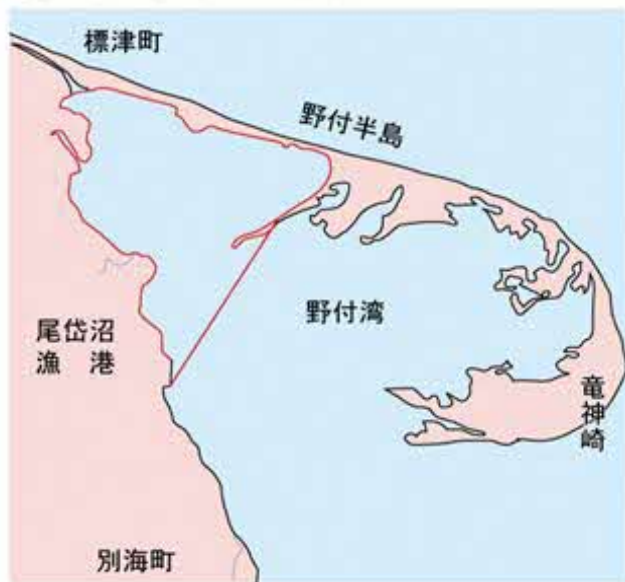
14 根室海区漁業調整委員会指示

指示番号	発動年月日	指示内容	制限区域	制限期間	備考
第1号	平成30年7月10日	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、制限する。	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近で、別表（34P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	平成30年8月4日から平成30年11月4日まで	
第2号	平成30年7月10日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域（37P別図②参照）。	平成30年8月20日から平成30年10月31日まで	制限区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕してはならない。
第3号	平成30年7月10日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46の各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない（37P別図③参照）。	平成30年9月20日から平成30年12月31日まで	
第4号	平成30年7月10日	根室海峡北部海域における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域（37P別図①参照）に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。	平成30年8月20日から平成30年11月30日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。
第5号	平成30年8月1日	根室振興局管内標津町の元崎無異川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、制限する。	根室振興局管内標津町の元崎無異川河口付近で、別表（34P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	平成30年10月1日から平成30年11月30日まで	

別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図



## 15 漁船勢力

### (1) 市町別等級別漁船隻数

(海水動力、海水無動力、淡水動力、淡水無動力)

(単位：隻)

市町村名	総隻数	等級						
		1	2	3	4	5	6	7
根室市	1,832	15	185	1,632				
別海町	696		111	583		2		
標津町	269		74	195				
羅臼町	892		151	728	9	4		
合計	3,689	15	521	3,138	9	6		

等級	使用水域	動力・無動力の別	総トン数
1	海水面	動力	100 t 以上
2			5~100 t 未満
3			5 t 未満
4		無動力	5 t 以上
5			5 t 未満
6	内水面	動力	—
7		無動力	

### (2) トン数階層別漁船勢力

(単位：隻)

市町村名	トン数											合計
	0~ 0.9	1~ 2.9	3~ 4.9	5~ 9.9	10~ 14.9	15~ 19.9	20~ 29.9	30~ 49.9	50~ 99.9	100~ 199.9	200~	
根室市	266	1,124	242	64	37	66	16	1	1	15		1,832
別海町	131	366	86	81	12	18						694
標津町	32	82	81	32	24	18						269
羅臼町	280	385	63	46	26	78		1				879
合計	709	1,957	472	223	99	180	16	2	1	15	0	3,674

(資料：北海道漁船統計表(平成30年12月末現在))

## 16 日口漁業関係

### (1) 対口漁業概況

昭和52年の200海里漁業専管水域設定により、相互主義(等量入漁)を原則に毎年決定される日ソ漁業協定に基づき、ロシア200海里水域内での操業が確保されていたが、昭和61年のロシア水域での刺網禁止及び漁獲割当量の大幅削減により漁法の転換と減船を余儀なくされた。

しかし、日口政府間協定によって禁止または大幅に削減となった魚種の代替として、昭和54年からカニ、ツブ及びエビかご、昭和62年からマダラを対象としたはえなわ等の共同事業が行われるとともに、平成4年から平成5年の2ヶ年でカラスガレイ等を対象とした底刺網漁業の共同試験操業を経て、平成6年からマダラ及びカラスガレイを対象とした底刺網漁業の共同事業が行われるようになった。

平成13年からは、共同事業等で行われていたものが、ロシア連邦政府が実施する漁獲枠オークション制移行に伴い、日口政府間協定においてもマダラ等主要な魚種の漁獲割当量が大幅に削減され、同年1月から3月まで休漁したほか約半数の漁船が減船を余儀なくされた。

オークション制は平成16年以降廃止され、現在は、日口地先沖合漁業協定に基づき毎年開催される、日口漁業委員会で定められた操業条件により、沖合底びき網漁業での一部有償枠を除き、相互入漁による無償枠内で操業が行われている。

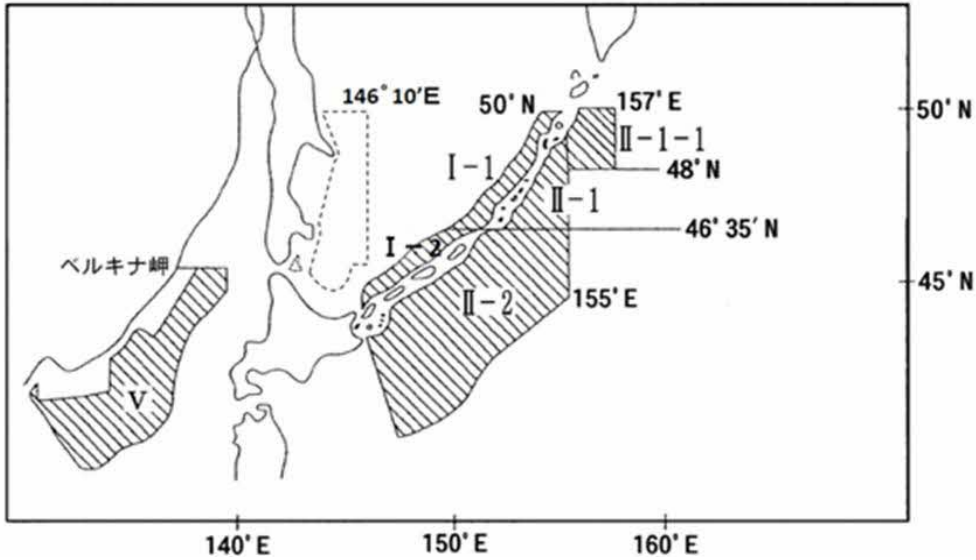
### ①ロシア水域における日本漁船の漁獲割当量推移

(単位:トン)

年次 魚種	H27年(2015)			H28年(2016)			H29年(2017)			H30年(2018)		
	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計	無償分	有償 (沖合底 びき網 漁業分)	計
すけとうだら	1,500	1,078	2,578	500	129	629	500	129	629	500	129	629
かれい	62	190	252	62	190	252	62	190	252	62	190	252
めぬけ	15	11	26	15	8	23	15	8	23	15	8	23
まだら	1,109	190	1,299	1,109	190	1,299	1,109	190	1,299	1,109	190	1,299
こまい	-	150	150	-	40	40	-	40	40	-	40	40
さんま	51,370	-	51,370	53,020	350	53,370	53,020	350	53,370	53,020	350	53,370
ほっけ・あいなめ類	223	165	388	223	42	265	446	42	488	446	42	488
いかなご	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かじか類	512	42	554	512	35	547	582	35	617	582	35	617
かすべ	394	24	418	394	24	418	470	24	494	470	24	494
かつお・まぐろ類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さめ類(あぶらつのはらを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
きちじ	-	9	9	-	8	8	-	8	8	-	8	8
かたくちいわし	100	-	100	150	-	150	250	1	251	250	1	251
そこだら	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0
※するめいか	7,007	150	7,157	7,309	14	7,323	6,520	16	6,536	6,188	16	6,204
やなぎだこ	4	13	17	12	11	23	12	11	23	12	11	23
まいわし	-	-	-	-	-	-	1,000	7	1,007	1,092	7	1,099
けがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北洋いばらが	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ずわいがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
べにずわいがに	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さえび	100	-	100	150	-	150	1,150	7	1,157	1,254	7	1,261
合計	62,396	2,026	64,422	63,456	1,045	64,501	65,136	1,061	66,197	65,000	1,062	66,061
有償分の支払金額	8,744万円			3,368万円			4,133万円			4,112万円		

※H29年より、「たこ」から「やなぎだこ」、H30年より、「いか」から「するめいか」に変更された。

②平成30年ロシア水域操業区域図



○ 相互入漁水域		
第Ⅰ-1水域	千島(オホーツク海側北部)	底はえなわ
第Ⅰ-2水域	千島(オホーツク海側南部)	底はえなわ
第Ⅱ-1水域、第Ⅱ-1-1水域	千島(太平洋側北部)	遠洋底びき網、底はえなわ
第Ⅱ-2水域	千島(太平洋側南部)	底はえなわ、いか釣り
第Ⅱ水域	千島(太平洋側)	さんま棒受網
第Ⅴ水域	日本海	いか釣り
○ 有償入漁水域		
第Ⅱ-2水域	千島(太平洋側南部)	沖合底びき網、さんま棒受網

資料:北海道水産林務部漁業管理課

③底はえなわ漁業の漁獲割当量推移

(単位:トン)

年 海域	H27年(2015)			H28年(2016)			H29年(2017)			H30年(2018)		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計	I	II	計
すけとうだら	0	500	500	0	500	500	0	500	500	0	500	500
かれい	0	62	62	0	62	62	0	62	62	0	62	62
※2 やなぎだこ	0	4	4	0	12	12	0	12	12	0	12	12
めぬけ	0	15	15	0	15	15	0	15	15	0	15	15
まだら	0	1,099	1,099	0	1,109	1,109	0	1,109	1,109	0	1,109	1,109
ほっけ・あいなめ類	0	223	223	0	223	223	0	446	446	0	446	446
かじか類	0	512	512	0	512	512	0	582	582	0	582	582
かすべ	0	394	394	0	394	394	0	470	470	0	470	470
きちじ	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0
その他	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0
計	0	2,809	2,809	0	2,827	2,827	0	3,196	3,196	0	3,196	3,196
隻数	0	28	28	0	28	28	0	28	28	0	28	28

※1 H19年以降は第Ⅰ水域分の漁獲割当量が第Ⅱ水域分に集約された。

※2 H29年より、「たこ」から「やなぎだこ」に変更された。



(2)さけ・ます漁業の概要

戦後の北洋さけ・ます漁業は、北太平洋海域の公海を主漁場として操業が行われてきたが、米国・カナダとの間で1952年(昭和27年)に締結された日・米・加漁業条約、1956年(昭和31年)にソ連邦との間で締結された日ソ漁業条約により操業海域は制限されていった。1977年(昭和52年)の200海里設定に伴い、ソ連200海里水域内の我が国漁船の操業については、1978年(昭和53年)の日ソ漁業協力協定以降、毎年、政府間協議において漁獲割当量等の操業条件が決められていたが、ソ連側による現行協定の終了と新協定締結を希望する旨の通告を受け、1985年(昭和60年)には、遼河性魚種に関する母船国主義を認める新協定が締結され、操業条件はより厳しいものとなった。1988年(昭和63年)からの日ロ合弁事業による操業を経て、近年は、日ロ地先沖合漁業協定及び日ロ漁業協力協定に基づき、毎年開催される日ロ漁業合同委員会にて定められた操業条件により、ロシア200海里水域内での操業が行われてきた。

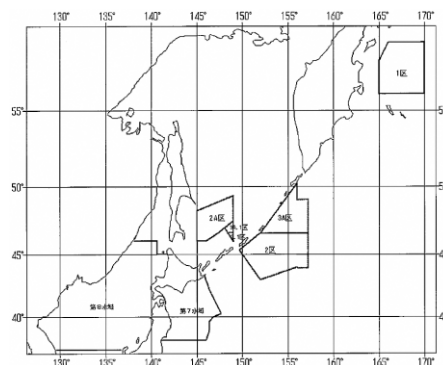
一方、1989年(平成元年)の操業を最後に母船式さけます漁業が消滅し、1992年(平成4年)には日米加四カ国間で締結された北太平洋遼河性魚類保存条約により北太平洋公海のさけ・ます漁業が禁止された。さらに、平成27年6月29日に「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が成立し、平成28年1月以降は、ロシア200海里水域内でのさけ・ます流し網漁業についても操業ができなくなったことから、現在、我が国のさけ・ます漁業は、日本200海里内操業のみとなった。平成28年からは、ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の代替漁法として、水産庁の事業により、調査船を用いて曳き網による試験操業を行っている。

①平成30年の漁業種類別・操業水域別・漁獲割当量

漁業名称	交渉	操業水域	漁獲割当量(トン)				
			シロザケ	カラフトマス	ベニザケ	ギンザケ	マスノスケ
小型さけ・ます流し網 (日本200海里内太平洋)	政府間	第7水域	500.0		1,550.0 ※1		
中型さけ・ます流し網 (日本海)		-		-			
小型さけ・ます流し網 (ロシア200海里内太平洋)		-		-			
中型さけ・ます流し網 (ロシア200海里内太平洋)		-		-			
曳き網試験操業 (ロシア200海里内太平洋)		3A区	25.00	40.00	25.00	3.00	2.00

※1 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケについては、3魚種合わせて1隻当たり1トン以内

②操業海域図



③さけます流し網漁業(日本200海里内太平洋・ロシア200海里内太平洋)の概要  
<日本200海里内太平洋>

項目	H25年(2013)	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)
漁獲割当量	- トン	1,949.9 トン	2,050.0 トン	2,050.0 トン	2,050.0 トン	2,050.0 トン
魚種別漁獲割当量						
シロザケ	- トン	500 トン	500 トン	500 トン	500 トン	500 トン
カラフトマス	- トン	1,449.9 トン	1,550.0 トン	1,550.0 トン	1,550.0 トン	1,550.0 トン
ベニザケ	- トン	0 トン				
ギンザケ	- トン	0 トン				
マスノスケ	- トン	0 トン				
漁業協力費	3億7,184 万円	2億5,222 万円	2億6,405 万円	2億6,405 万円	2億6,479 万円	2億6,484 万円
備考	漁獲量等の設定なし		上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入)		上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入)	
		上限2億8,540万円 下限2億5,222万円	上限3億6万円 下限2億6,405万円	上限3億6万円 下限2億6,405万円	上限3億25万円 下限2億6,479万円	上限3億12万円 下限2億6,484万円

<ロシア200海里内太平洋>

項目	H25年(2013)	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)※2	H29年(2017)※2	H30年(2018)※2
漁獲割当量	5,370 トン	6,630 トン	1,961.75 トン	68.88 トン	62.00 トン	95.00 トン
魚種別漁獲割当量						
ベニザケ	2,177.2 トン	2,886 トン	503.31 トン	21.70 トン	23.50 トン	25.00 トン
シロザケ	2,969.2 トン	3,485.4 トン	1,309.48 トン	27.18 トン	23.50 トン	25.00 トン
カラフトマス	115.5 トン	138 トン	102.79 トン	18.00 トン	10.00 トン	40.00 トン
ギンザケ	49.16 トン	59.6 トン	41.04 トン	1.00 トン	2.00 トン	3.00 トン
マスノスケ	58.94 トン	61 トン	5.13 トン	1.00 トン	3.00 トン	2.00 トン
入漁料	約16億円	約20億円	約6億円	約2,118万円	約1,901万円	約2,357万円

※2 曳き網による試験操業分

(3) 貝殻島周辺海域こんぶ漁業

昭和52年の200海里漁業専管水域の設定に係る領土問題から4年間操業が中断されたが一般社団法人北海道水産会を窓口に再度交渉が行われ、昭和56年から現在に至るまで操業が継続されている。

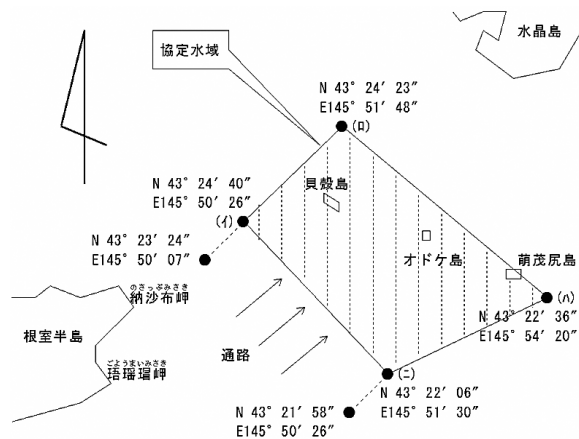
① 協定概要及び実績

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
協定概要	操業期間	6月1日～9月30日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	操業隻数	375	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	採取料	8,540万円	9,028万円	8,784万円	同 左	同 左	9,027万円	9,058万円	9,084万円
	議定書調印月日	4月22日	4月20日	4月23日	5月14日	4月21日	4月20日	4月12日	3月22日
実績	採取量	297トン	274トン	205トン	198トン	432トン	358トン	199トン	374トン
	うち棹前	210トン	267トン	175トン	135トン	401トン	327トン	147トン	344トン
金額	3億7,800万円	3億5,200万円	2億6,300万円	2億5,700万円	6億300万円	4億9,200万円	2億7,700万円	5億1,004万円	

② 平成30年承認状況

承認隻数	241隻
函舞漁協	209隻 (うち1隻は監視船)
根室漁協	13隻
落石漁協	19隻

③ 操業海域図



(4) 北方四島周辺海域安全操業

北方四島周辺海域は、昭和52年の我国及びソ連の200海里漁業専管水域設定以降の規制により漁場環境が厳しくなったことから、同海域への越境操業によるだ捕・銃撃事件が頻発する状況にあった。

このような事件の発生は漁業者の生命・財産の確保はもとより、日ロ政府間の漁業交渉に与える影響も懸念されるため、官民一体となって漁業秩序の維持安定に努める一方、北方四島周辺海域における安全操業の実現が、根室内関係者の悲願として強く望まれていた。

平成6年3月、ロシア南クリル地区長の北方四島周辺水域における日本漁船の操業の提案を契機に政府間協議が開始され、平成10年2月、相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場も害さないという大前提に立った「海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」が署名されロシア主張領海内での操業が実現した。

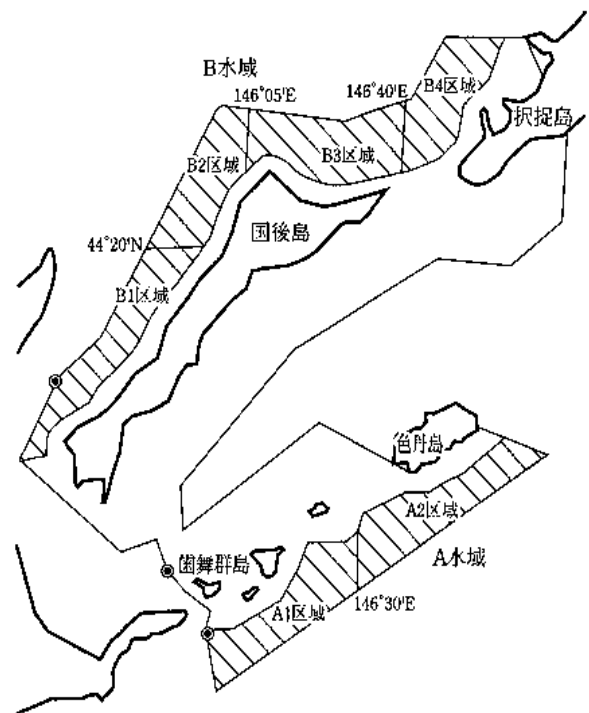
具体的な操業条件は、毎年、一般社団法人北海道水産会とロシア連邦政府との間で取り交わされる了解覚書により決定され、平成10年10月から、たこから釣り漁業及びほっけ固定式刺し網漁業が、翌年1月からは、すけとうだら固定式刺し網漁業が開始されている。

○了解覚書内容

内容	H29			H30		
	すけとうだら刺し網	ほっけ刺し網	たこから釣り	すけとうだら刺し網	ほっけ刺し網	たこから釣り
すけとうだら	850トン	105トン	-	850トン	105トン	-
かれい	3トン	9トン	-	3トン	9トン	-
まだら	40トン	70トン	-	40トン	70トン	-
ほっけ	7トン	770トン	-	7トン	770トン	-
きちじ	3トン	1トン	-	3トン	1トン	-
めぬげ類	1トン	22トン	-	1トン	22トン	-
みずだこ	2トン	6トン	180.2トン	2トン	6トン	160トン
やなぎだこ	-	-	27.8トン	-	-	48トン
こまい	1トン	34トン	-	1トン	34トン	-
どすいか	1トン	-	-	1トン	2トン	-
するめいか	-	19トン	-	0トン	17トン	-
かじか	1トン	1トン	-	1トン	1トン	-
えい	1トン	17トン	-	1トン	17トン	-
さめ	1トン	1トン	-	1トン	1トン	-
めだい	1トン	5トン	-	1トン	5トン	-
計	912トン	1060トン	208トン	912トン	1060トン	208トン
総計	2,180トン			2,180トン		
操業隻数	20隻	20隻	8隻	20隻	20隻	8隻
船回数	4船回	4船回	2船回	4船回	4船回	2船回
操業期間	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日
操業水域	B		A	B		A
漁業協力費等	協力費 2,130万円 資材供与 2,110万円			協力費 2,130万円 資材供与 2,110万円		
署名年月日	平成28年10月15日			平成29年11月22日		

※H30より、「いか」を「どすいか」と「するめいか」に分類。

○操業水域図



○操業隻数内訳

漁業種類	年度	
	H29	H30
ほっけ刺し網	羅臼漁協 15隻	羅臼漁協 17隻
すけとうだら刺し網	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 16隻
たこから釣り	根室漁協 2隻	根室漁協 2隻
	歯舞漁協 2隻	歯舞漁協 2隻
	落石漁協 4隻	落石漁協 4隻

17 プレジャーボート等使用可能漁港一覧



市町名	漁港名	位置図内記号	受け入れ施設名	施設区分	使用可能隻数	受け入れ期間
根室市	沖根婦	①	船揚場	指示施設	設定無し(※1)	4/1～5/31
	幌茂尻(幌茂尻地区)	②	北防波堤	指定施設	3隻	4/1～11/30
	幌茂尻(温根沼地区)	③	船揚場	指示施設	1隻	
標津町	標津	④	船揚場	指示施設	20隻	4/29～12/31
			船揚場	指示施設	設定無し(※1)	
			北防波堤	指示施設	14隻	
			内防波堤	指示施設	1隻	
南防波堤	指示施設	9隻				
羅臼町	峯浜	⑤	北防波堤	指示施設	1隻(一時寄港)	5/1～8/31
	於尋麻布	⑥	船揚場	指定施設	10隻	5/1～11/30
			船揚場	指示施設	設定無し(※1)	
	羅臼	⑦	第1船揚場	指定施設	4隻	周年
			護岸	指示施設	6隻	
			岸壁	指示施設	2隻	
			第1南防波堤	指示施設	3隻	
			第2西防波堤	指示施設	5隻	
	知円別	⑧	船揚場	指定施設	1隻	周年
岸壁			指示施設	1隻(観光船)	9/1 9/4 9/7 9/10 9/13	
船揚場			指定施設	1隻	周年	
相泊	⑨	岸壁	指示施設	1隻(観光船)	5/7～9/13	
			指示施設	1隻(観光船)	5/7～9/13	

(※1)駐車場確保を条件の許可であるため、使用可能隻数は設定しない。

# 18 平成30年度水産技術普及指導所普及活動実績

## 1 根室地区水産技術普及指導所(担当地区:根室管内(主に根室市))

区分	対象水族	課題	普及対象
資源管理	ナガヅカ	ナガヅカ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞漁協
	エゾバフンウニ	エゾバフンウニ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ホッカイエビ	ホッカイエビ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	アサリ	アサリ資源管理指導	根室湾中部・歯舞漁協
	クロガシラガレイ	クロガシラガレイ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ハナサキガニ	ハナサキガニ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ホッキガイ	ホッキガイ資源管理指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	エゾバイ	エゾバイ資源管理指導	落石漁協
増殖	シジミ	シジミ増殖指導	根室湾中部漁協
	コンブ	コンブ増殖指導 コンブ増殖関連環境調査指導	根室・歯舞・落石漁協
	ホタテガイ	ホタテガイ増殖指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ホッカイエビ	ホッカイエビ増殖指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
栽培	マツカワ	マツカワ増殖指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ホタテガイ	ホタテガイ増殖指導	根海共第29号管理委員会(根室・根室湾中部・歯舞漁協)
	サケ・マス	サケ・マス増殖指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
	ニシン	ニシン増殖指導	根室・根室湾中部・歯舞漁協
	マナマコ	マナマコ増殖指導	根室・根室湾中部漁協
養殖	アカボヤ	アカボヤ養殖指導	根室・根室湾中部漁協
漁業経営・流通		沿岸漁業改善資金利用指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
担い手育成		浜の担い手育成指導	指導漁業士・青年漁業士 根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協青年・女性部
漁場環境		漁場環境調査指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協
		情報関連調査指導	根室・根室湾中部・歯舞・落石漁協

## 2 根室地区水産技術普及指導所標津支所(担当地区:別海町・標津町・羅臼町)

区分	対象水族	課題	普及対象
資源管理	エゾバフンウニ	エゾバフンウニ資源管理指導	羅臼・野付漁協
	ホッカイエビ	ホッカイエビ資源管理指導	標津・野付漁協
	ホッキガイ	ホッキガイ資源管理指導	野付・別海漁協
	アサリ	アサリ資源管理指導	野付・別海漁協
	エゾバイ	エゾバイ資源管理指導	標津漁協
増殖	シジミ	シジミ増殖・種苗生産指導	別海漁協
栽培	マツカワ	マツカワ増殖指導	羅臼・標津・野付・別海漁協
	ホタテガイ	ホタテガイ増殖指導	根海共第29号管理委員会・標津・野付・別海漁協
	ニシン	ニシン増殖指導	羅臼・標津・野付・別海漁協
	マナマコ	マナマコ増殖指導	標津漁協
漁業経営・流通		沿岸漁業改善資金営漁指導	羅臼・標津・野付・別海漁協
担い手育成		浜の担い手育成指導	指導漁業士・青年漁業士 羅臼・標津・野付・別海漁協青年・女性部
漁場環境・保全		沿岸環境調査指導	羅臼・標津・野付・別海漁協
		情報関連調査指導	羅臼・標津・野付・別海漁協

## 19 根室管内漁業士名簿

平成31年4月現在で、全道201名、根室管内で14名が漁業士に認定されている。

根室管内における漁業士の組織として、平成2年11月に「根室支庁管内漁業士会」が設立され、また、平成4年1月に全道11地区の漁業士会を組織化し、「北海道漁業士会」が設立されている。

指 導 漁 業 士		
氏 名	認定年度	所属漁協名
高 橋 清 人	23	根 室
長 山 吉 博	24	歯 舞
酒 井 昌 子	16	根室湾中部
堀 雄 二	28	
大 橋 丈 晴	21	別 海
西 山 和 明	30	野 付
渡 部 秀 人	19	標 津
皆 川 秀 美	24	
田 中 郁 子	16	羅 臼

青 年 漁 業 士		
氏 名	認定年度	所属漁協名
小 谷 裕 介	19	落 石
腰 裕 二	18	歯 舞
松 原 真 人	21	別 海
鈴 木 翼	30	野 付
菅 原 史 大	29	羅 臼

20 第21期根室海区漁業調整委員会名簿

職 名	選 出 区 分	氏 名
会 長	公 選	中 澤 賢 一
副 会 長	〃	高 橋 敏 二
〃	〃	萬 屋 昭 洋
委 員	〃	大 坂 鉄 夫
〃	〃	田 中 勝 博
〃	〃	西 山 良 一
〃	〃	小 倉 啓 一
〃	〃	南 出 利 春
〃	〃	庄 林 満
〃	公 益 代 表	石 垣 雅 敏
〃	〃	福 原 正 純
〃	学 識 経 験	木 野 本 伸 之
〃	〃	三 戸 正 己
〃	〃	山 本 國 男
〃	〃	曳 田 理 夫

任期 平成28年8月8日～平成32年8月7日